

「日野市営火葬場使用条例」等の改正(素案)に関するパブリックコメント実施要領

1. 意見募集の案件

「日野市営火葬場使用条例」等の改正(素案)

2. 意見募集の理由

日野市営火葬場は現在の少子高齢及び多死社会において、地域サービスとして日野市民の一定の火葬需要に対応する役割を求められています。日野市営火葬場の年間火葬可能件数は1500件程度ですが、それを日野市住民と日野市外住民で分配をしている状況になります。また、他地域の火葬場との金額格差によって火葬需要がひっ迫しています。加えて、火葬場は設置から50年以上経過しているため、安定的な運営に要する施設修繕費及び維持費等のコストがかかっています。

年間受入数のバランスを図り、火葬場の安定的運営を行っていくためにも日野市外住民の火葬場使用料金を市外の火葬場と同等程度とするべく改正案を作成いたしました。本改正案に対し、皆様の意見を募集します。

3. 意見募集期間

令和5年6月12日(月)～令和5年7月11日(火) (必着)

4. 意見提出先

以下のいずれかの方法で意見書に「意見記載事項」を記載したうえで、令和5年7月11日(火)までにご提出ください。

(1)持参の場合

日野市 環境共生部 環境保全課 保全係に直接お持ち込みください。

住所:日野市神明1-12-1 日野市役所本庁舎 3階

※受付は土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分までとなります。

(2)メールの場合

本文に下記必要事項を記載したメールもしくは意見書を添付したメールを送信してください。

件名:「「日野市営火葬場使用条例」等の改正(素案)に関するパブコメ意見」と記載。

本文:「意見」及び「意見記載事項」を記載。

【送信先】

kankyo@city.hino.lg.jp

※URL等への直接リンクによる意見は受付できません。

(3) 郵送の場合

封書に意見書を入れ、下記へ郵送してください。なお、表面に「「日野市営火葬場使用条例」等の改正(素案)に関するパブコメ意見」と記載をしてください。

※郵便料金は意見提出者の負担となります。

【郵送先】

〒191-8686 日野市神明1-12-1 日野市役所 環境保全課 宛

(4) FAX の場合

意見書を下記の番号へ送信してください。

FAX:042-581-2516

5. 意見記載事項

(1) ご意見、氏名(団体名)、住所を明記してください。

(2) 日野市に在勤、在学の方はその名称及び所在地も記入してください。

(3) 上記の(1)(2)のいずれにも該当しない方は、本パブリックコメントの手の続の対象となる施策等に直接的に利害関係を有する理由をご記入ください。

6. 資料の入手方法

「日野市営火葬場使用条例等の改正(素案)に関するパブリックコメント」は令和5年6月12日(月)より、次の方法で入手することができます。

(1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

日野市ホームページ: <https://www.city.hino.lg.jp/publiccomment/1024055.html>

ページ ID:1024055

(2) 窓口での閲覧

次の窓口で閲覧することができます。なお、市政図書室を除く市内各図書館については月曜日が休館日のため、6月13日(火)より閲覧が可能となります。

※配布は行っておりません。

- ・環境保全課
- ・市政図書室
- ・市内各図書館
- ・七生支所
- ・豊田駅連絡所

7. 注意事項

(1) 意見は日本語で記載してください。

(2) ご提出いただいた意見については、氏名(団体名)、住所、電話番号等個人情報を除き、公開をする可能性があります。

(3)下記のいずれかに該当するものについては無効となります。

- ①募集期間内に到達しなかったもの。
- ②住所や氏名など、意見記載事項が記載されていないもの。
- ③「日野市営火葬場使用条例」等の改正(素案)に関係のないもの。
- ④個人や特定の団体を誹謗中傷するもの。
- ⑤個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの。
- ⑥個人や特定の団体の著作権を侵害するもの。
- ⑦公序良俗に反するもの。
- ⑧営業活動等営利目的のもの。

(4)ご提出いただいた意見に対する回答は、日野市ホームページにて掲載します。個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。また、同様の意見については集約をさせていただく場合があります。

8. 問合せ先

日野市 環境共生部 環境保全課 TEL:042-514-8298